

仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務を委託するに当たり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として特定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務委託名

仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託（以下「基本設計業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌営業日から令和10年3月17日まで

(4) 業務委託提案上限額

326,180,800円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加要件

参加者は公示日までに次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定（以下「仙台市指名停止要綱」という。）による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立中または更生手続き中ではない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立中または再生手続き中ではない者。
- (5) 本プロポーザルを実施する年度の仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁）第2条第1項第2号に規定するコンサルタント業者名簿に登録されている者で小分類56「建築設計」の登録を受けているもの。

ただし、上記の登録が無い者は、「仙台市競争入札参加資格登録要綱」に従い、仙台市ホームページより申請書類をダウンロードし、仙台市財政局財政部契約課に事前連絡の上、所定の様式を持参又は郵送して随時登録の申請（資格審査申請）を以下の期間において行うこと。

随時登録申請期間 令和8年6月25日（木）から令和8年7月9日（木）まで

事前連絡及び申請受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ホーム>事業者向け情報>契約・入札>競争入札参加資格>競争入札参加資格登録申請の受付

<https://www.city.sendai.jp/keyaku->

[kanri/jigyosha/keyaku/sankashikaku/uketsuke/index.html](https://www.city.sendai.jp/keyaku/sankashikaku/uketsuke/index.html)

担当部署：仙台市財政局財政部契約課工事契約係（申請の場合は要事前連絡）

電話：022-214-8125 FAX：022-214-8110 メールアドレス：zai003030@city.sendai.jp

(6) 公示日において、仙台市指名停止要綱による指名の停止を受けていないこと。

(7) 日本国内における以下の建築物に関する業務を元請けで完了した実績を有すること。

ア. 過去15年以内（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に、延床面積10,000㎡以上の卸売市場施設等・倉庫等（※1）、事務所等（※2）、工場等（※3）のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

イ. アにおいて、二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、卸売市場施設等・倉庫等（※1）、事務所等（※2）、工場等（※3）のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）で延床面積10,000㎡以上の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

ウ. アにおいて、設計共同企業体の構成員として行った設計実績については、代表構成員として行ったものに限る。

※1 「卸売市場施設等・倉庫等」とは、令和6年国土交通省告示第八号別添二に掲げる建築物の類型一建築物の用途等第1類及び第2類をいう。以下、この要領において同じ。

※2 「事務所等」とは、令和6年国土交通省告示第八号別添二に掲げる建築物の類型四建築物の用途等第1類及び第2類をいう。以下、この要領において同じ。

※3 「工場等」とは、令和6年国土交通省告示第八号別添二に掲げる建築物の類型二建築物の用途等第1類及び第2類をいう。以下、この要領において同じ。

(8) 配置予定技術者は、次の条件を満たすものを各1人配置することとし、本プロポーザルにおける配置予定技術者の兼任は認めない。

ア 建築設計統括技術者（管理技術者）

(ア) 一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること。（前職での経歴を含む。）

① 過去15年以内（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に、延床面積10,000㎡以上の卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る）の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

- ② ①において、二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）で延床面積 10,000 m²以上の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(ウ) 単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員の社員に限る。

(エ) 本プロポーザルの公示日において直接雇用関係が3ヶ月以上継続していること。

イ 建築設計主任技術者

(ア) 一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること。（前職での経歴を含む。）

- ① 過去15年以内（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に、延床面積 5,000 m²以上の卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

- ② ①において、二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）で延床面積 5,000 m²以上の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(ウ) 単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員又は構成員の社員とする。

(エ) 本プロポーザルの公示日において直接雇用関係が3ヶ月以上継続していること。

ウ 構造設計主任技術者

(ア) 構造設計一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を構造設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること。（前職での経歴を含む。）

- ① 過去15年以内（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に、延床面積 10,000 m²以上の卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

- ② ①において、二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）で延床面積 10,000 m²以上の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

エ 電気設備設計主任技術者

(ア) 設備設計一級建築士又は建築設備士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を電気設備設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること。(前職での経歴を含む。)

- ① 過去 15 年以内（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、延床面積 10,000 m²以上の卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- ② ①において、二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）で延床面積 10,000 m²以上の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

オ 機械設備設計主任技術者

(ア) 設備設計一級建築士又は建築設備士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を機械設備設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること。(前職での経歴を含む。)

- ① 過去 15 年以内（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、延床面積 10,000 m²以上の卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- ② ①において、二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、卸売市場施設等・倉庫等、事務所等、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る。）で延床面積 10,000 m²以上の基本設計業務又は実施設計業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。

カ コスト管理主任技術者

(ア) ①②のいずれかの資格を有すること。

①公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築コスト管理士

②公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築積算士

※「建築設計統括技術者（管理技術者）」とは、本プロポーザル全般の管理及び統括を行う者をいい、主任技術者とは、各担当業務分野の主要な設計業務を行う者をいう。なお、履行期間を通じて、本市職員との打ち合わせや日常的な連絡調整は、上記の建築設計統括技術者（管理技術者）及び各主任技術者で行うこととする。急を要する確認事項等にも迅速に対応可能な者を配置すること。

表 3 - 1 配置予定技術者の選定条件

配置予定技術者	単体企業		設計共同企業体		
	単体企業	協力会社	代表構成員	構成員	協力会社

建築設計統括技術者（管理技術者）	○	—	○	—	—
建築設計主任技術者	○	—	○	○	—
構造設計主任技術者	○	○	○	○	○
電気設備設計主任技術者	○	○	○	○	○
機械設備設計主任技術者	○	○	○	○	○
コスト管理主任技術者	○	○	○	○	○

(9) 設計共同企業体を結成して提案する場合は、次の要件を満たしていること。

- ア. 自主的に結成された設計共同企業体であること。
- イ. 構成員数は、3者以下であること。
- ウ. 代表構成員は、本要領3（1）から（7）に掲げる要件をすべて満たしていること。
- エ. その他の構成員は、本要領3（2）から（6）に掲げる要件をすべて満たしていること。
- オ. いずれの構成員も、単体企業又は他の設計共同企業体の代表構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- カ. いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の設計共同企業体の構成員又は協力会社を兼ねていないこと。
- キ. 各構成員の出資比率は、構成員間で決めること。また、代表構成員の出資比率は最大であること。

表3-2 参加要件で必要になる業務実績

事業者の実績（単体企業又は設計共同企業体の代表構成員）	10,000 m ²
事業者の実績（設計共同企業体の構成員）	—
建築設計統括技術者（管理技術者）	10,000 m ²
建築設計主任技術者	5,000 m ²
構造設計主任技術者	10,000 m ²
電気設備設計主任技術者	10,000 m ²
機械設備設計主任技術者	10,000 m ²
コスト管理主任技術者	—

(10) 協力会社に関する要件

- ア. 協力会社は、本要領3（2）から（4）及び（6）に掲げる要件をすべて満たしていること。
また、以下のいずれかに該当する者を協力会社とすることはできない。
 - （ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ. 単体企業又は他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ウ. 協力会社の者が複数の本プロポーザル参加者の配置予定技術者（本要領3（8）ウからカに限る）となることは可能とするが、最大3者までとする。

工. 協力会社の者が配置予定技術者となる場合は、本プロポーザルを実施する年度の仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成 17 年 3 月 30 日市長決裁）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するコンサルタント業者名簿に登録されていること。

ただし、上記の登録が無い者は、本要領 3（5）に準じて随時登録の申請を行うこと。

(11) 参加に関する制限

ア. 各参加者からの応募は 1 点のみとする。

イ. 次に掲げる者は、参加することができないものとする。

(ア) 仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員

(イ) (ア) の委員及びその親族が主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(ウ) 市職員で対象建築物の事業担当部局又は財政局財政部契約課に所属する者

(エ) 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その研究室に現に所属する者が在職している企業

(オ) 仙台市中央卸売市場再整備事業アドバイザー業務委託受託者及びその協力会社

(12) その他の留意事項

以下の企業は仙台市中央卸売市場再整備に係る建物本体の建設工事の受注資格を喪失する。

ア. 本基本設計業務委託を受注した企業（設計共同企業体を結成した場合においては代表構成員及び構成員）

イ. 配置予定技術者が所属する協力会社

ウ. 上記のア及びイと資本面・人事面において関連があると認められた企業

(ア) 資本面において関連がある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人事面において関連がある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※ この場合における「役員」とは、株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。

4. 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、技術提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びFAXでの質疑応答は行わない。

(2) 質問及び回答の方法

ア. 質問書（様式1）を使用すること。

イ. 提出先 本要領14に掲げる担当課

ウ. 提出方法 電子メールで提出すること。

エ. 提出期限 質問書 令和8年7月9日（木）午後5時00分まで

オ. 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、以下の期日までに、市ホームページに掲載する。

ホーム>くらしの情報>自然・動物・農業>中央卸売市場>市場再整備事業

質問回答書 令和8年7月14日（火）午後5時00分まで

5. 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数、添付書類等
ア. 参加表明書	様式2	1部 ・入札参加資格登録書の写し1部 ・建築士事務所登録証明書の写し1部
イ. 会社概要	様式自由	会社パンフレット等1部 (代表構成員及び構成員共)
ウ. 業務実績・受賞実績	様式3	1部 ・記載業務を実施した証明となる資料（仕様書、契約書等の件名・期間・業務内容等が分かる部分）の写し1部 ・受賞の事実がわかる資料の写し1部
エ. 配置予定技術者調書	様式4-1 ~4-6	1部 ・記載業務に従事した証明となる資料の写し1部 ・本プロポーザルに関連する保有資格を証する資料の写し1部

		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等）の写し1部 ・受賞の事実がわかる資料の写し1部
オ. 協力会社調書 (必要に応じて)	様式5	1部 <ul style="list-style-type: none"> ・協力会社に関するこの会社概要
カ. 設計共同企業体協定書 提出届	様式6	1部 <ul style="list-style-type: none"> ・出資比率の確認ができる資料の写し1部
キ. 委任状	様式7	1部
ク. コンセプト	様式8	A4 1枚 (片面)
ケ. 実施方針	様式9	A4 1枚 (片面)
コ. 設計チームのスタッフ構成	様式自由	A4 1枚程度
サ. 設計工程計画	様式自由	A4 1枚程度

※設計共同企業体を結成する場合のみカとキを提出すること。

(2) 提出方法

ア. 提出期間：本プロポーザルの公示日から令和8年7月21日（火）午後5時00分まで

イ. 提出先：本要領14に掲げる担当課

ウ. 提出方法：持参又は郵送（共に提出期間内必着）

持参による場合の受付時間は、水曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 業務実績・受賞実績について

ア. 参加者の業務実績

本要領3（7）に示す条件をすべて満たす業務の実績について、1件記載すること。

基本設計と実施設計を別契約で受注している場合には、様式3には両方の契約について記載すると共に契約書写し等も両方の契約について提出すること。

イ. 参加者の受賞実績

以下に示す条件をすべて満たす設計業務における受賞実績について、最大3件記載すること。

①日本国内における元請けもしくは設計共同企業体の代表構成員として完了したもの。

②過去10年以内（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に、新築の建築物に係る設計業務として完了したもの。

③建物の規模及び類型は問わないものとする。

(4) 配置予定技術者調書について

ア. 配置予定技術者の実績

本要領3（8）アからカ示す条件をすべて満たす業務実績及び保有資格について、1件記載すること。

イ. 配置予定技術者の受賞実績

配置予定技術者の受賞実績は本要領5（3）イ①から③に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

(5) コンセプトについて

設計理念と考え方等のコンセプトを簡潔に記載すること

(6) 実施方針について

設計チームの特徴と全体のマネジメント等の実施方針を簡潔に記載すること。

(7) 注意事項

- ア. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- イ. 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- ウ. 質問回答書を確認のうえ、提出すること。
- エ. 提出期限後の差替え、再提出は認めない。
- オ. 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出すること。

6. 技術提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
ア. 技術提案提出書	様式10	1部
イ. 技術提案書	様式11（A3片面）	11部（内1部企業名有り）
ウ. 見積書	様式12	1部（内訳書は任意様式とする）

(2) 技術提案の内容

技術提案書は、以下のテーマについて簡潔に記載すること。

作成に当たっては、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

なお、技術提案書の記載内容により、参加者の提案力や業務理解度、取組意欲などを判断するが、本プロポーザルにより選定した受注候補者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。

<p>●テーマ1</p> <p>本市場が担う生鮮食品流通拠点としての役割を踏まえた、卸売市場としての基本機能・将来対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を見据えた施設計画 ・ 集荷・分荷・保管・加工・配送の連続した機能構成 ・ 低温流通（コールドチェーン）を実現する効率的な施設 ・ 取扱量・業態変化に対応できる平面・構造計画 ・ 想定災害（地震・津波・洪水・豪雨等）への対応 	各テーマ A3 1枚 (片面)
●テーマ2	A3 1枚

事業費の最適化とライフサイクルコスト（LCC）低減 ・市場機能、維持管理性、環境性能、LCC等とのバランスを考慮	(片面)
●テーマ3 現地建替えによる各施設が段階整備となることによる建設中の配慮 ・市場機能を継続しながら再整備を行うための考え方 ・建替え手順・仮設計画の考え方	A3 1枚 (片面)
●テーマ4 市民等に対する「食」を通じた新しい価値と体験に関する集客機能・情報発信 ・市場内における「賑わい創出」・「学習機能」 ・市場見学等の市民開放	A3 1枚 (片面)

(3) 提出方法

- ア. 提出期間 技術提案書提出要請の通知日から令和8年8月19日（水）午後5時00分まで
- イ. 提出先 本要領14に掲げる担当課
- ウ. 提出方法 持参又は郵送（共に提出期間内必着）
持参による場合の受付時間は、水曜日（8月12・19日は除く）、日曜日、祝日及び振替休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。

(4) 注意事項

- ア. 作成に当たっては、参加者を特定することが可能となる記述を避けること。
- イ. 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- ウ. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- エ. 質問回答書を確認のうえ、提出すること。
- オ. 提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- カ. 文字の大きさは、本文10pt以上とする。
- キ. 技術提案書には参加者が判別できるような記載（会社名、部署名、ロゴ、イニシャル等）をしないこと。
- ク. 業務参考見積書には本基本設計業務の委託料の見積額を税込みで記入すること。

7. 審査方法等

(1) 一次審査 参加要件審査

「参加表明書」の提出者からの業務実績等資料により参加要件の審査を実施し、並びに、「コンセプト」及び「実施方針」により評価し、5者を「技術提案書等」の提出を求める者（以下「二次審査対象者」という。）として選定する。

審査結果は、参加表明書提出者全員に一次審査結果通知書により通知する。

(2) 二次審査

二次審査対象者を「技術提案書等」・「プレゼンテーション・質疑応答」により評価し、最も優れた技術提案書の提出者（以下「受注候補者」という）と次順位の技術提案書の提出者（以下「次点者」という）を特定する。

(3) 審査体制

仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会で審査を行い、受注候補者及び次点者を特定する。

(4) プロポーザル審査委員

審査は、次の審査委員(敬称略)により組織された審査委員会が行う。

	氏名	分野	役職等
委員長	西川 正純	食産業	宮城大学 参与 名誉教授 食産業学群 特任教授
委員	長谷川 麻子	建築環境・設備	宮城学院女子大学 生活文化デザイン学科 教授
委員	山本 和恵	建築計画	東北文化学園大学 建築環境学科 教授・大学院教授
委員	門脇 研二	建築	仙台市都市整備局 公共建築住宅部長
委員	西崎 文雄	事務	仙台市経済局 次長兼中央卸売市場長

※仙台市職員以外五十音順

(6) プレゼンテーション及び質疑応答（質疑応答）の実施

- ア. プレゼンテーション及び質疑応答についての詳細な日時、場所、方法については別途通知する。
- イ. プレゼンテーション及び質疑応答の出席者は5人以内とし、本プロポーザルの配置予定技術者に限る。
- ウ. 使用する説明資料は、提出された「技術提案書」及び「業務の実施方針及び実施体制」に基づき行うものとし、新たな説明資料を追加することはできない。
- エ. プレゼンテーションに必要な技術提案書の電子データはPDF形式とし、技術提案書と共にCD-R又はDVD-Rにより提出する。
- オ. 持ち時間は1社あたり40分以内とし、うちプレゼンテーションの時間が20分以内、質疑応答の時間が20分程度とする。

(7) 評価項目等

審査委員一人あたりの評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

ア. 一次審査

評価対象	配点
参加者の業務実績	30
配置予定技術者の業務実績	40
コンセプト	15
実施方針	15
総合評価点	100

イ. 二次審査（総合評価）

評価対象	配点
技術提案書	80
プレゼンテーション・質疑応答	20
一次審査評価点	100
総合評価点	200

8. 受注候補者及び次点者の特定

(1) 受注候補者の特定

審査委員会の審査結果を基に、受注候補者を特定し契約締結の交渉を行う。

ただし、総合評価点の合計が120点未満である参加者は、受注候補者として特定しない。

また、本要領3に示す参加要件を満たす参加者が1者であった場合でも本プロポーザルは成立するものとする。当該参加者が総合評価点の合計が120点未満である参加者に該当する場合や、参加要件を満たす参加者が無い場合は受注候補者を特定しない。

(2) 結果の通知

受注候補者として特定した者及び特定しなかった者に対し選定結果通知書により通知するものとする。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に受注候補者及び次点者を公表するものとする。

9. 非選定又は非特定理由の説明に関する事項

(1) 非選定又は非特定理由の説明請求

本要領7(1)(2)により選定又は特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(本市の休日を除く。)以内に、次により非選定又は非特定理由についての説明を求めることができる。

ア. 様式は自由とするが、A4版縦長で作成すること。

イ. 提出先 本要領14に掲げる担当課

ウ. 提出方法 持参、郵送、電子メール(いずれの方法でも期間内必着とする。)

(2) 非選定又は非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日(本市場の休日を除く。)以内に書面により行う。

10. 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。また、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合
- (3) 本プロポーザルの公示以後、参加者が個別に審査委員と接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合
参加者が二次評価のプレゼンテーション及び質疑応答以外の場において、直接、間接を問わず、審査委員との接触があったと認められるとき。
- (4) 本要領3に示す参加要件を欠くことになった場合
- (5) 履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 参加者がプレゼンテーション及び質疑応答に出席しない場合
- (7) 業務参考見積額が業務委託提案上限額を超過している場合
- (8) その他、審査委員会で本プロポーザルの遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

11. 仕様書等資料の交付

(1) 仕様書等の交付

仙台市ホームページよりダウンロードすること。

ホーム>くらしの情報>自然・動物・農業>中央卸売市場>市場再整備事業

<https://www.city.sendai.jp/chuo-kanri/kurashi/shizen/nogyo/nosanbutsu/oroshiuri/shijosaiseibi.html>

ア. 仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

イ. 仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価要領

ウ. 仙台市中央卸売市場再整備基本設計業務委託仕様書（案）

エ. 様式1～13

(2) 別添資料の交付

ア. 仙台市中央卸売市場再整備基本構想

イ. 仙台市中央卸売市場再整備基本計画

ウ. 市場概要（現市場）

※（2）ア、イ、ウについては仙台市ホームページよりダウンロードすること。

ア、イ 基本構想及び基本計画

ホーム > くらしの情報 > 自然・動物・農業 > 中央卸売市場 > 市場再整備事業

<https://www.city.sendai.jp/chuo-kanri/kurashi/shizen/nogyo/nosanbutsu/oroshiuri/shijosaiseibi.html>

ウ 市場概要（現市場）

12. 契約手続き等

(1) 受注候補者との協議

審査委員会で選定された受注候補者と協議し、提案内容を反映した仕様書を作成の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受注候補者と協議が整わない場合、又は受注候補者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次点者を受注候補者として特定し協議できるものとする。

13. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成・提出及び質疑応答の実施等、本プロポーザルへの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (4) 受注候補者の技術提案書の全部又は一部を、仙台市ホームページ等で公開する場合がある。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
また、技術提案書の著作権は提出した参加者に帰属するが、仙台市が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、技術提案書を仙台市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。
- (6) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限内に提出すること。
- (7) 技術提案書に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、当該提出書類を無効とするとともに、参加者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- (10) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式13）を提出すること。
- (11) 様式4-1～6に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (12) 提出書類は仙台市情報公開条例（平成12年12月15日）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。

ただし、基本設計業務に係る委託契約が締結されるまでは、同条例第7条第3号イの規定により、開示の対象としない。

- (13) 審査結果等については、電話等での問合せには応じない。
- (14) 本プロポーザルの参加者のうち、基本設計業務を受託した企業以外の設計共同企業体については、基本設計業務に係る委託契約が締結された日に解散できるものとする。
- (15) 基本設計業務の委託契約の相手方が設計共同企業体となった場合、基本設計業務の委託契約の完了後3ヶ月を経過する日まで当該設計共同企業体を存続するものとする。
- ただし、仙台市中央卸売市場再整備実施設計等の業務委託を、基本設計業務委託の相手方と随意契約を締結する場合は、実施設計業務等の委託契約の完了後3ヶ月を経過する日まで存続するものとし、設計共同企業体の協定書に明記すること。
- (16) 本プロポーザルの実施要領 2(4) 業務委託提案上限額は、この業務の契約締結に係る予定価格ではない。
- (17) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (18) 本プロポーザルは「仙台市契約規則」及び「プロポーザル等の方式による設計者選定要綱」に定めるところによる。
- (19) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
本プロポーザルの公示	令和8年6月25日(木)
随時登録申請期間	令和8年6月25日(木) から 令和8年7月9日(木) まで
本実施要領及び資料の配布・閲覧	令和8年6月25日(木) から 令和8年8月19日(水) まで
質問書の受付(質疑受付)	令和8年6月25日(木) から 令和8年7月9日(木) まで
質問の回答書の公表(質疑回答)	令和8年7月14日(火) から
参加表明書等の受付	令和8年7月21日(火) まで
一次審査(参加要件及び実施方針の審査)	令和8年7月30日(木)
一次審査結果の通知 プレゼンテーション及び質疑応答の参加要請通知	令和8年7月30日(木)
技術提案提出書等の受付	令和8年8月19日(水) まで
二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)	令和8年8月24日(月)
二次審査結果の通知	令和8年8月25日(火)
審査結果の公表	令和8年9月上旬
見積書の提出・受注候補者との協議	令和8年9月下旬

14. 担当課

仙台市経済局中央卸売市場管理課

〒984-0015 仙台市若林区卸町4丁目3番地の1

TEL:022-232-8125 FAX:022-232-8144

E-mail: kei008210@city.sendai.jp

15. Outline

(1) Name of subcontract

Subcontract for the Basic Design for the Sendai City Central Wholesale Market
Redevelopment

(2) Due date for letter of intent

No later than July 21, 2026, 5:00 p.m. JST

(3) Due date for submission of technical proposal

No later than August 19, 2026, 5:00 p.m. JST

(4) Issuing Office

Administration Section of Central Wholesale Market,

Economic Bureau, City of Sendai

3-1, Oroshimachi 4-chome, Wakabayashi-ku, Sendai-shi, 984-0015

TEL: [+81-22-232-8125](tel:+81-22-232-8125) FAX: [+81-22-232-8144](tel:+81-22-232-8144)

Email: kei008210@city.sendai.jp